

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第78条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法令の定め ○ 道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間： 3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、再交付申請をしようとする道路の使用許可をした警察署交通課又は高速道路交通警察隊窓口にて提出してください
問 い 合 わ せ 先： 警察署交通課、警察本部交通規制課 規制第三係 （電話 0188-63-1111 内 3157） 又は高速道路交通警察隊 （電話 0188-63-1111 内 741-24）
備 考：